金沢市工芸の新しいビジネスモデル構築事業　募集要項

1　趣　旨

コロナ禍を機にビジネススタイルの大きな変化に対応し、本市の魅力である工芸の活性化を図るため、工芸を基軸に新たなビジネスモデルの構築に挑戦する意欲のある方を対象に、事業の可能性調査や具体的な実践の提案を募集し、金沢未来のまち創造館において起業支援や事業相談を行う TENJO KANAZAWA のアドバイスを受けて、取り組んでいただきます。

2　対象事業

金沢市の工芸品や工芸技術を活用した新しいサービス等の開発に取り組むにあたり、実施する市場調査やマーケティング分析、販路開拓にかかる諸課題等の抽出、整理、これらの課題解決に向けた具体的な方策の実践を行う事業などで、今後、本市の工芸分野を未来へ継承・発展させるためのモデルとなる取り組み。

【事例】

（１）新たな市場開拓への挑戦
　海外向け EC サイトの開設、NFT[1]作品の出品、海外アート市場への展開、
　オンラインファンコミュニティ[2]の運営など

（２）革新的なものづくりへの挑戦
　3D プリンターなど最新技術の活用による制作過程の発展、省力化など

（３）持続可能なものづくりへの挑戦
　伝統技術の継承のため、技術、素材、道具等の体系的な調査、記録など

（４）新たなコト消費への挑戦
　食を交えるなどの異業種を通した工芸体験事業の企画・運営など

注１：NFT･･･非代替性トークンの略称。暗号資産と同じブロックチェーン上でやり取りされる、偽造不可能な鑑定書と所有証明書が付いたデジタルデータのこと。

注２：オンラインファンコミュニティ･･･企業や商品のファンが集まり、コミュニケーションするオンライン上の場（オンラインサロンや DAO など）

3　事業実施額

委託料　上限 600,000 円

4　対象経費

謝金、招へい旅費、事業費（資料購入費、調査研究費、広告宣伝費、コンサルタント費など）、試作開発費

5　対象者

・本市に拠点を有する団体、または事務所若しくは事業所等を有する事業者。

・団体・事業者が、本市工芸品の作り手や生産、加工、販売等を行う者ではない場合、工芸事業者と連携すること。

・団体・事業者は、３名以上の活動メンバーで構成されていること。

※団体・事業者は運営に関する規約等があり、適正な会計処理が行われていること。

※団体・事業者の構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団関係者と認められる者でないこと。

※政治団体、宗教上の団体でないこと。

※市税の滞納がないこと。

6　連携する工芸事業者の範囲

本市に拠点を有する工芸品の作り手または生産、加工、販売等を行う事業者

7　本市工芸品分野の範囲

加賀友禅　九谷焼　金沢仏壇　金沢箔　金沢漆器　加賀繍　大樋焼　加賀象嵌　茶の湯釜　桐工芸　郷土玩具　加賀毛針　加賀竿　竹工芸　二俣和紙　加賀水引　銅鑼　金沢和傘　加賀提灯　太鼓　琴　三弦　金沢表具　手捺染型彫刻　かつら・かもじ　菓子木型　陶芸　漆芸　染　金工　ガラス　木工

8　応募締切

令和５年７月５日（水）正午　必着

9　提出書類

・申請書

・事業計画書

10　選考方法

書類審査後、審査会（申請者によるプレゼンテーション）を行います。

・日時　　令和５年７月 11 日（火）　※時間は後日お知らせします

・会場　　金沢未来のまち創造館（金沢市野町３丁目 11－１）

※審査結果は、後日郵送にて通知いたします。

※審査に関するお問合せには、一切お答えできません。

11　審査基準

・新規性	他と差別化できる新規性や独自性、優位性を有しているか。
・市場性	市場で通用し、収益が見込める可能性を有しているか。
・事業発展の可能性	委託業務終了後、さらに発展する可能性を有しているか。
・資金計画の妥当性	委託業務終了後も継続可能な資金計画となっているか。

12　審査委員

上町　達也 氏：(一社) CLL 理事、(株)雪花 代表取締役 CEO
杉山　　央 氏：森ビル㈱新領域企画部課長、(一社)Media Ambition Tokyo 理事
松宮　俊隆 氏：(株)日本政策金融公庫 国民生活事業本部 北陸創業支援センター所長
白岩　玲子 氏：(一社)金沢クラフトビジネス創造機構 生活工芸ディレクター)

13　事業実施期間

令和５年８月（契約締結日）から令和６年２月 29 日（木）まで

14　採択件数

本事業全体で３件程度

15　事業成果報告会

採択者は、事業成果報告会（令和６年３月開催予定）で事業の実施概要を発表していただきます。

16　注意事項

・採択者は、金沢未来のまち創造館の TENJO KANAZAWA による相談業務の支援を受けることができます。
・事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果及び著作権、特許権等の権利については、原則として採択者に帰属するものとします。ただし、本件権利の使用方法については、発生にいたる経過を踏まえ、両者で協議して定めます。
・採択決定後、委託契約書を締結し事業に着手することができます。
・令和５年 12 月末時点で、事業の進捗状況を報告してもらいます。
・委託料は契約後に概算払し、事業終了後に概算払精算書及び委託結果報告書を提出していただきます。事業の結果、利益が生じた場合は利益相当分を返還していただきます。
・委託額確定にあたり、帳簿類の確認ができない場合については、委託料の対象外となります。
・事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、事業の目的に従って効果的な運用を図ってください。
・事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業実施年度終了後５年間保存してください。
・委託料の他用途への無断流用、虚偽報告等を行った場合には、事業採択の取消し、委託料を返還してもらうことがあります。
・国、地方公共団体またはこれらに準ずる団体から採択事業への助成は受けられません。

＜事業申請等の流れ＞

申請	・「申請書」「事業計画書」を金沢市クラフト政策推進課宛て、メールにて提出してください ・ご提出先：craft@city.kanazawa.lg.jp ・申請締切：令和５年７月５日（水）正午　必着
審査	・一次審査（書類選考） ※審査通過者には、別途、二次審査集合時間等をご案内いたします。 ・二次審査（プレゼンテーション審査） 日　時：令和５年７月 11 日（火） 会　場：金沢未来のまち創造館（金沢市野町３丁目 11－１） ※審査結果は、後日郵送にて通知いたします。 ※審査に関するお問合せには、一切お答えできません。
採択者の方へ	・採択決定後、金沢市と委託契約書を締結し事業に着手することができます。 ・事業の実施期間は、契約締結日から令和６年２月 29 日（木）までです。 ・委託料は、採択後に概算払いします。委託事業の終了後、概算払精算書及び委託業務結果報告書を提出していただきます。 ・事業の実施にあたり、金沢未来のまち創造館の TENJO KANAZAWA による相談業務の支援を受けることができます。相談を希望される際は、クラフト政策推進課へご連絡ください。 ・令和５年 12 月末時点で、事業の進捗状況を報告していただきます。 ・採択者は、事業成果報告会（令和６年３月予定）で事業の実施概要を発表していただきます。

＜対象経費について＞

（１)助成対象として認められる経費は、以下のとおりです。

謝金	委員、専門家からの指導・助言等に対する謝礼	
招へい旅費	委員、専門家が指導等を行うための旅費	
事業費	会場費	会議、展示等を行う場合の会場使用・設営にかかる経費
	印刷費	資料等の印刷にかかる経費
	資料購入費	参考文献等の購入にかかる経費
	通信運搬費	運送等にかかる経費
	調査研究費	事業の遂行に必要な調査研究等にかかる経費
	広告宣伝費	広告宣伝にかかる経費
	通訳･翻訳料	通訳･翻訳にかかる経費
	その他役務費	事業の遂行に必要な業務を補助するために雇い入れた者の賃金
	保険料	商品展示等の保険加入にかかる経費
	リース料	事業の遂行に必要な機器等のレンタル、リースにかかる経費
	コンサルタント費	事業の遂行に必要なコンサルタント会社等を活用する経費
試作開発費	原材料費	試作品の開発等に必要な材料の購入経費
	機器購入費	試作品の開発等に必要な機器購入経費
	リース料	試作品の開発等に必要な機器のレンタル、リース料
	デザイン費	試作品の開発等に必要なデザインにかかる経費
	実験費	試作品の開発等に必要な実験にかかる経費
	設計費	試作品の開発等に必要な設計にかかる経費
	加工費	試作品の開発等に必要な加工にかかる経費

※事業の核となる要素全てを外注・委託することはできません。
※試作開発費は、全体経費の 50%以下であること。
※構成員間の人件費に相当する経費の総額は、全体経費の 50%以下であること。
※機器購入費は、事前相談が必要です。

（２)助成対象外経費は、以下のとおりです。
・消費増税及び地方消費税、銀行振込手数料。
・飲食等にかかる経費。
・上記のほか社会通念上、不適切と認められる経費。